

## 東大和市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等を行う者（以下「事業者」という。）に対して、東大和市（以下「市」という。）が実施する指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

### (指導監査の目的)

第2条 指導監査は、事業者が行う家庭的保育事業等の運営が適切に行われることを検査することにより、その結果につき必要に応じ助言及び指導を行うことをもって、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

### (指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、次に掲げる事業を市の区域内において行う事業者とする。

- (1) 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。）
- (2) 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。）
- (3) 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）
- (4) 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。）

### (指導監査の基本方針)

第4条 指導監査は、「東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、法及び国の通知「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日付け雇児発第1224第2号）」、「児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日付け児発第471号）」等を基本として実施する。

### (指導監査の種別)

第5条 指導監査の種別は、一般指導監査と特別指導監査とする。

### (実施方針の策定)

第6条 指導監査を重点的かつ効果的に行うため、児童福祉行政の動向を踏まえ、指導監査の重点的項目を掲げる指導監査実施方針を、毎年度一般指導監査を開始する時まで、別に定める。

### (実施計画の策定)

第7条 一般指導監査の対象法人、実施時期及び班編成等を含む実施計画は、毎年度一般指導監査を開始する時まで、別に策定する。

2 事業等の運営に問題が発生した場合又は通報等により、そのおそれがあると認められる場合は、実施計画にかかわらず適宜指導監査を実施する。

### (指導監査の実施体制)

第8条 指導監査の体制は、原則として係長級以上の職にある者を班長とする職員2名以上の検査員で編成する。

2 指導監査においては、その効果を高めるために、必要に応じて、関係部課職員に対し指導監査への立会いを求め、又は必要事項の調査・照会を行う。

(一般指導監査の実施方法)

第9条 一般指導監査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 一般指導監査は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)の規定により、原則として年1回、対象の事業所にて実地により行う。
- (2) 一般指導監査の実施に当たり、必要な事項についての指導監査資料等を事前に提出させるものとする。
- (3) 一般指導監査は、事業者の立会いを得て、関係書類及び帳簿等を検査する。
- (4) 一般指導監査において、検査できない事項があった場合には、その状況について再度検査することができる。
- (5) 第1号にかかわらず、緊急に対応する必要があると認められる場合は、随時に一般指導監査を行うことができるものとする。

(特別指導監査の実施方法)

第10条 特別指導監査の実施方法等は次に定めるとおりとする。

- (1) 特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、対象の事業所にて実地により行う。
  - ア 事業等の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合
  - イ 基準に違反があると疑うに足りる理由がある場合
  - ウ 度重なる一般指導監査によっても是正の改善が見られない場合
  - エ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合
- (2) 特別指導監査は、その目的及び効果をその都度勘案し、問題や性質等の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的に又は改善が図られるまで継続的に実施する。

(指導監査の実施通知等)

第11条 一般指導監査の対象となる事業者を決定したときは、あらかじめ一般指導監査の根拠規定、目的、日時、場所、検査員及び準備すべき書類等を文書により当該事業者に通知する。ただし、第9条第5号の一般指導監査を実施する場合及び第10条の特別指導監査を実施する場合には、この限りではない。

(指導監査の講評)

第12条 検査員は、原則として指導監査終了後に、事業者に対して、検査結果の講評及び必要な助言又は指示を行うものとする。

(指導監査の復命)

第13条 検査員は、指導監査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で市長へ復命する。

(指導監査の結果通知等)

第14条 指導監査の結果通知等は次に定めるとおりとする。

- (1) 検査員は、指導監査結果を当該事業者宛て、速やかに文書で通知する。この場合において、別に定める指導監査基準における評価区分に照らして文書による指摘事項が認められるときは、指摘事項及び是正策等を併せて通知する。
- (2) 指導監査結果に文書による指摘事項がある場合は、事業者に対し、原則として30日以内に改善状況に関する報告書の提出を求めるものとする。
- (3) 前号の規定により、事業者から改善状況に関する報告書が提出された場合は、検査員は改善内容について書面による確認を行うほか、必要に応じ現地での確認を行うものとする。
- (4) 改善状況に関する報告書が期限内に提出されないとき、又は前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がない、もしくは改善を怠っていると認められたときは、法の定めるところにより処分を行うための手続を進める。

(関係部課との連携)

第15条 指導監査の実施に当たっては、関係部課と連携の上、事業者の指導監査に係る指導事項等の情報の把握に努めるものとする。

(指導監査結果の報告)

第16条 指導監査の結果は、関係部課へ提供するほか、必要に応じて、東京都又は国へ報告を行うことができる。

(指導監査情報の公開)

第17条 指導監査に関する情報は、個人情報など法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。